

指定障害福祉サービス事業所を運営する法人の代表者 様
(盛岡市指定障害福祉サービス事業所等設置法人等を除く。)

岩手県保健福祉部障がい保健福祉課総括課長

令和 5 年度福祉・介護職員処遇改善加算等に係る届出について

福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算（以下「処遇改善加算等」という。）に係る事務処理手順等については、厚生労働省から、別添「福祉・介護職員処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」の一部改正について」（令和 5 年 3 月 10 日付け障障発 0310 第 1 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）及び「福祉・介護職員処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和 5 年 3 月 10 日付け障障発 0310 第 2 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）のとおり示されたところです。

上記通知を受け、下記のとおり届出方法等を通知しますので、令和 5 年 4 月又は 5 月から標記加算を受けようとする全ての事業所等（継続・新規問わず）は、下記により計画書等を提出されるようお願いします。

記

1 提出期限

令和 5 年 4 月 15 日（令和 4 年 12 月 27 日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡参照）

2 提出書類

(1) 令和 5 年度から新規に加算を算定する事業所等

福祉・介護職員 処遇改善加算	福祉・介護職員等 特定処遇改善加算	福祉・介護職員等 ベースアップ等支援加算
ア 障害福祉サービス等処遇改善計画書（別紙様式 2-1）		
イ 福祉・介護職員処遇改善計画書（施設・事業所別個票）（別紙様式 2-2）	イ 福祉・介護職員等特定処遇改善計画書（施設・事業所別個票）（別紙様式 2-3）	イ 福祉・介護職員等ベースアップ等支援計画書（施設・事業所別個票）（別紙様式 2-4）
ウ 介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書（様式第 1 号）		
エ 介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表（様式第 2 号（児：1-2 号））		

(2) 令和5年3月31日から引き続き加算を算定する事業所等

区分	福祉・介護職員 処遇改善加算	福祉・介護職員等 特定処遇改善加算	福祉・介護職員等 ベースアップ等支 援加算
(1) 令和4年度 の加算の内容に 変更のない事業 所等	ア 障害福祉サービス等処遇改善計画書（別紙様式2-1）		
	イ 福祉・介護職員処 遇改善計画書（施 設・事業所別個表） （別紙様式2-2）	イ 福祉・介護職員等 特定処遇改善計画 書（施設・事業所別 個表）（別紙様式2- 3）	イ 福祉・介護職 員等ベースアッ プ等支援計画書 （施設・事業所 別個票）（別紙様式 2-4）
(2) 令和4年度 の加算の内容に 変更のある事業 所	ア (1)ア・イの必要書類		
	イ 介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書（様式第1号）		
	ウ 介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表（様式第2号（児：1-2号））		

※ 届出様式は、岩手県ホームページからダウンロードしてください。

3 令和4年度実績報告

令和4年度に加算を取得した事業者等は、各事業年度における最終の加算の支払があった月の翌々月の末日（令和5年7月31日）までに、知事等に対して実績報告を行う必要があること。

4 提出先及び問合せ先

担当部署		住所：電話番号	管轄市町村
盛岡広域振興局	保健福祉環境部 福祉課	住所：〒020-0023 盛岡市内丸11-1 電話：019-629-6568 F A X：019-629-6579	八幡平市、滝沢市、雫石町、岩手町、葛巻町、紫波町、矢巾町 盛岡市（障害児入所施設のみ）
県南広域振興局	保健福祉環境部 指導監査課	住所：〒023-0053 奥州市水沢区大手町5-5 電話：0197-48-2424 F A X：0197-25-4106	奥州市、花巻市、北上市、一関市、遠野市、西和賀町、金ケ崎町、平泉町
沿岸広域振興局	保健福祉環境部 福祉課	住所：〒026-0043 釜石市新町6-50 電話：0193-25-2702 F A X：0193-25-2294	釜石市、大槌町
	大船渡保健福祉 環境センター 管理福祉課	住所：〒022-8502 大船渡市猪川町字前田6-1 電話：0192-27-9913 F A X：0192-27-4197	大船渡市、陸前高田市、住田町

	宮古保健福祉環境センター 福祉課	住所：〒027-0072 宮古市五月町 1-20 電話：0193-64-2213 F A X：0193-63-5602	宮古市、山田町、岩泉町、田野畑村
県北広域振興局	保健福祉環境部 福祉課	住所：〒028-8042 久慈市八日町 1-1 電話：0194-53-4982 F A X：0194-52-3919	久慈市、洋野町、野田村、普代村
	二戸保健福祉環境センター 福祉課	住所：〒028-6103 二戸市石切所字荷渡 6-3 電話：0195-23-9202 F A X：0195-23-6432	二戸市、一戸町、軽米町、九戸村

※1 法人が管轄の異なる複数事業所について一括して計画した場合は、同じ内容の計画書をそれぞれの提出先に提出願います。

※2 指定権者が盛岡市の事業所については、提出先は盛岡市となります。

5 その他

- (1) 本加算の算定要件は、賃金改善額が加算による収入額を上回ることであり、下回ることは想定されていません。
- (2) 実績報告書を提出しない場合は、不正請求とみなし全額返還いただくこともあり得ますので御留意願います。
- (3) 加算を取得する際に提出した計画書等に変更があった場合には、変更届出書（別紙様式4）を提出してください。
- (4) 実績報告書及び関係書類は、2年間保存してください。

【担当】

障がい福祉担当 野田
電話 019-629-5447
FAX 019-629-5454